

登録国債の利子支払期前における権利の移転による登録の変更又は登録の除却の停止期間を改正する件

平成二年四月二十三日

大蔵省告示第七十九号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第三十六条の規定に基づき、登録国債の利子支払期前における権利の移転による登録の変更又は登録の除却の停止期間を七営業日と定める。ただし、日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成九年法律第七十三号）第二条第一項若しくは日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）第二条第一項、石油公団法及び金属鋳業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第十条第二項若しくは第十二条第二項又は本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成十五年法律第三十五号）第二条第一項の規定により政府が承継した国債の利子支払期が銀行休業日に当たる場合については八営業日と定める。